

# ディ・クルー・テクノロジーズ グリーン調達ガイドライン

版数 01

## はじめに

“英知と創造力により優れた価値を提供し、人と社会と世界の未来づくりに貢献する”ことを経営理念とするディ・クルー・テクノロジーズ株式会社は、企業活動と地球環境の調和を図ることが経営の最優先課題の一つであると位置付け、環境負荷の低減に取り組んでいきます。

資材調達において、循環型社会の構築に向けた取り組みであるグリーン調達を調達取引先様とともに推進してまいります。

本グリーン調達ガイドラインを社会的規制と及び業界の動きに対応を行い発行いたします。調達取引先様におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

---

# グリーン調達ガイドライン

## 目次

### 1. 目的

### 2. 適用範囲

### 3. 調達取引先様への依頼事項

3-1. EMS(環境マネジメントシステム)の構築及び維持

3-2. 環境負荷物質の指定

3-2.(1) 使用禁止物質

3-2.(2) 含有管理物質

3-3. 環境負荷物質調査

3-4. 環境負荷物質以外に関する事項

3-5. 納品に関する事項

3-6. 材料・製法等の変更に関する事項

### 4. 用語の定義

グリーン調達ガイドライン 環境負荷物質群概要

表1 使用禁止物質群

表-2 含有管理物質群

別冊 グリーン調達ガイドライン 環境負荷物質一覧表

---

## 1. 目的

ディ・クルー・テクノロジーズ株式会社は、製品が地球環境の保全に十分配慮したもので有る為に、環境に配慮した製品及び生産に使用する材料(副資材を含む)、電気部品・機械部品、その他の物(以下“部品等”という)を調達することを目的とします。

## 2. 適用範囲

ディ・クルー・テクノロジーズ株式会社が調達する全ての部品等について適用します。ただし、顧客からのグリーン調達要求が有る場合は、その要求を満たす調達を行います。

## 3. 調達取引先様への依頼事項

### 3.1 EMS(環境マネジメントシステム)の構築及び維持

a)ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、KES の認証の取得、又は下記の内容を含む EMS を構築し維持すること。

- (1)経営者による環境方針の策定と従業員への周知を行う。
- (2)環境保全活動を推進する組織及び環境保全計画を有する。
- (3)関連法規制を明確にし、遵守する。

b)環境負荷物質管理(混入防止の識別等)体制を整備し、これに下記の内容を含むこと。

- (1)環境負荷物質管理者を任命する。
- (2)顧客要求に対する適合を確認する仕組みを有する。
- (3)不適合が発覚した場合、是正処置及び顧客への報告体制を有する。
- (4)納入品に関するデータおよび記録を保管する。

### 3.2 環境負荷物質の指定

国内外法規制等による仕様禁止物質及び含有管理物質を指定し、概要を本冊に環境負荷物質群概要として掲載しました。なお、掲載の環境負荷物質は IEC62474の対象物質リストを参考に定めています。

化学物質詳細(CAS 番号/EC 番号の付いている化学物質の例示であり、全てを網羅しているわけではありません)は別冊の環境負荷物質一覧表を参照お願いいたします。

#### 3.2.1 使用禁止物質

環境負荷物質群概要の表 1 に使用禁止物質群並びに選定の拠りどころになる法規制を示します。

使用禁止物質に関しては、弊社への納入品に含有することを禁止します。なお、一部に適用を除外する用途があります。

#### 3.2.2 含有管理物質

環境負荷物質群概要の表 2 に含有管理物質群並びに選定の拠りどころになる法規制を示します。

---

含有管理物質に関しては弊社への納入品に含有することを禁止するものではありませんが含有情報適切な管理と開示が必要です。

### 3.3 環境負荷物質調査

弊社では、グリーン調達を推進するため、調達する部品等に対して環境負荷物質等の含有調査を実施しています。調達取引先様へ下記調査の全て、又は一部について随時依頼させていただきますのでご協力をお願いいたします。

#### a) 調査の種類

- (1) RoHS指令物質等の非含有照明調査
- (2) chemSHERPA 情報伝達フォーマットによる調査(尊法情報及び報告必要成分情報)
- (3) JAMA/JAPIA統一データシートによる調査
- (4) 分析測定データ調査
- (5) 国内外法規制、弊社顧客様要求によるその他の調査

#### b) 回答要領

- (1) 調達取引先は、調査回答に間に合うように、ディ・クルー・テクノロジーズ株式会社弊社が採用する部品等の環境負荷物質情報をあらかじめ入手しておいてください。
- (2) chemSHERPA 情報伝達フォーマット <https://chemsherpn.net/chemSHERPA/tool/>  
JAMA/JAPIA統一データシート <http://www.japin.or.jp/datasheet/>の記入要領は、それぞれの団体発行のマニュアル類をご参照ください。

#### c) 情報の取り扱い

ご回答頂いた環境負荷物質等の情報は、弊社子会社及び関連会社に共有させていただきます。  
また、弊社製品の関連情報の一部として弊社顧客に開示する場合があります。

### 3.4 環境負荷物質に関する時刻

#### a) 省エネルギー

必要とするエネルギー(電力、化石燃料)の消費量削減を図る。

#### b) 材料効率

材料の種類削減を図る。

#### c) 分解の容易性

再使用、再資源か可能な部品等ごとに容易に分解が可能な構造とする。

#### d) 表示

可能な限り材料名を明記するなど、再資源化及び最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を容易に消えない方法で表示する。

#### e) 省資源

材料は、可能な限り再生可能材料を使用する。また、製品の原料化を図る。

#### f) 梱包材

---

梱包材は、環境影響を低減するため、次に示す高項目に従う。

- (1)構造：包材は繰返し再使用可能な構造とする。
- (2)材料：梱包材は再生可能材料を使用するとともに使用量を最小限にする。
- (3)表示：梱包材は容易に消えない方法で材料名を表示する。プラスチック材料への表示はJIS-K-6899-1~4(ISO)1043-1~-4)により。
- (4)リサイクル可能な材料への分離が容易である。
- (5)94/62・EC(EU)梱包廃棄物指令に準拠する。

g)法的規制

再資源化、省エネルギー、製品の廃棄等、関連する法規制に伴う。

h)長期間使用可能

納入品は、長期的な使用が可能となるよう配慮する。

l)情報の提供

製品カタログ、ホームページなどにより、省エネ、省資源等の機能の存在及びその機能の擁立的な活用方法を伝えるよう配慮する。

### 3.5 納品に関する事項

- a)輸送：輸送時には、環境影響が小さくなるように配慮する。
- b)廃棄削減：納入品を弊社に納品する際に使用した梱包材は、過剰包装の禁止、通い箱化、回収等の方法により削減を図る。

### 3.6 材料・製法等の変更にかんする事項

納入品に関して環境負荷物質にかかわる変更が生じた時には、事前に変更内容を当社指定書類(4M/l)変更届出書)にて都度提出をお願いいたします。

## 4. 用語の定義

- a)EMS(Environment Management System)環境マネジメントシステムのこと、EMSは国際規格であるISO14001のような企画そのものを示す場合と、個々の組織(企業)における環境上のマネジメントシステムを示す場合の双方が有る。組織にとってEMSは本来業務で有る経営上の課題を実現する為の必須システムと言われている。
- b)ISO14001エコアクション21、エコステージ、KES ISO14001は環境上の国際規格であり、我が国では比較的規模の大きい企業を中心に導入されている。エコアクション 21 以下は導入及び運用のためのコスト等に配慮した中小企業向けの環境マネジメントシステムである。
- c)環境負荷物質1)項の使用禁止物質及び2)項の含有管理物質を併せて環境負荷物質という。別冊グリーン調達ガイドライン 環境負荷物質群一覧表の表1に使用禁止物質群を表 2 に含有管理物質群を示す。なお、掲載の環境負荷物質はIEC62474の対象物質リストを参考に定めている。
  - (1)使用禁止物質 各国の法令、安全衛生法、オゾン層保護法、RoHS 指令、REACH 規制等により、含

---

有が禁止されている化学物質(群)である。

(2)含有管理物質 法令等による禁止物質ではないが、使用禁止物質に対する考え方を準備し、環境、健康、安全面や廃棄物処理の過程等におけるリスク管理の観点から、使用の抑制、削減等の管理をすべき物質として規定したものである。

d)RoHS 指令(2011年6月8日付け欧州議会・理事会指令 2011/65/EU、2015年3月31日付け委員会委任指令 (EU)2015/863)

(1)2011/65/EU

EU(欧州連合)が施行した有害物質規制、電気電子機器への特定有害物質の含有を閾値、提要除外内容を明記して禁止するもの、規制対象となっているのは鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、ポリ臭化ジフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)の6物質である。

(2)(EU)2015/863

この委員会委任指令により次の4物質(閾値 1000ppm)が規制対象物質に加わり、2019年7月22日から適用された。フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)。

(e)REACH 規制 欧州で2006年12月13日 EC 規則 No1907/2006 として可決され、2007年6月1日に施行された化学物質の総合的な“登録(Registration)/評価(Evaluation)/認可(Authorisation)/制限(Restriction)”の制度。製品に含まれるSVHCと呼ばれる高懸念物質は、使用や上市に際して管理が必要になるが、含有濃度が0.1wt%を超える場合には、消費者から要求がある場合、45日以内に無料で情報提供などの義務が発生する。

(f)IEC62474 IEC(国際電気標準会議)により2012年3月に発行された、サプライチェーンでの製品含有化学物質の情報伝達における、記載事項や対象物質リスト、情報伝達ツールについて定めた規格。

(g)JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium) アーティクル(部品や成形品等の別称)が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させる業界横断の活動推進主体。

<http://www.jamp-info.com/>

(h)chemSHERPA(Chemical information Sharing and Exchange under Reporting Partnership in supply chain)

経済産業省主導で策定された、サプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達の為の共通スキーム。2015年10月より運用を開始。成形品データ作成支援ツールと化学品データ作成支援ツールで構成される

chemSHERPA <https://chemsherpa.net/>

chemSHERPA 説明資料 <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/doc/>

---

(i)JAMA(Japan Automobile Manufacturers Association, INC.) 一般社団法人日本自動車工業会我が国の自動車の健全な発達を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

<http://www.jama.or.jp/>

(j)JAPIA(Japan Auto Parts Industries Association.) 社団法人日本自動車部品工業会自動車部品に関する諸課題の解決や国際協調の促進等を行い、自動車部品工業の健全な発展を図ることにより、我が国産業経済の発展に寄与することを目的とする。

<http://www.japia.or.jp/>

(k)シップリサイクル条約

老朽船舶の解体に関する問題への取組として 2009 年 5 月に採択された条約。「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用の為の香港国際条約」として条約で定める有害物質・使用を禁止・制限し、船舶に含有される有害物質の量や所在を記述したインベントリ(Inventory of Hazardous Materials)を作成・保持・更新し、最終的に船舶リサイクル施設に引き渡すことが最も重要とされる。

※文中のURLはディ・クルー・テクノロジーズ株式会社が管理するサイトでは有りませんので内容その他が予告なく変更されることがあります。ご承知おきください。



## 環境負荷物質群概要

表 1. 使用禁止物質群

IEC62474 開示 基本基準*1	化学物質群名	国内外等法規制
R	アスベスト類	労働安全衛生法, REACH 規則
R	特定アミン	独国内法, REACH 規則
R	カドミウム/カドミウム化合物	RoHS 指令 <100ppm>
R	六価クロム化合物	RoHS 指令 <1000ppm>
R	ジブチルスズ化合物	REACH 規則
R	ジメチルフマレート;フマル酸 ジメチル	REACH 規則
R	ジオクチルスズ化合物	REACH 規則
R	鉛/鉛化合物	RoHS 指令 <1000ppm>
R	水銀/水銀化合物	RoHS 指令 <1000ppm>
R	オゾン層破壊物質	オゾン層保護法, モントリオール議定書
R	PFOS 化合物	化審法 第一種特定化学物質, POPs 規則
R	PFOA 化合物	REACH 規制
R	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法 (第一種特定化学物質)
R	PBB 類	RoHS 指令 <1000ppm> シップリサイクル条約 <50mg/kg> (含有管理物質)
R	PBDE 類	RoHS 指令 <1000ppm>
R	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	化審法 (第一種特定化学物質), REACH 規則
R	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子 1 個以上)	化審法 (第一種特定化学物質), REACH 規則
R	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	REACH 規則
R	放射性物質	放射線障害防止法
R	短鎖型塩化パラフィン (C10- C13)	独国内法, REACH 規則
R	三置換有機スズ化合物	REACH 規則
R	トリブチルスズ=オキシド	化審法 (第一種特定化学物質), REACH 規則

R	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) <sup>*4</sup>	REACH 規則, RoHS 指令 < 1000ppm : 2019. 7. 22適用 >
R	フタル酸ブチルベンジル (BBP) <sup>*4</sup>	REACH 規則, RoHS 指令 < 1000ppm : 2019. 7. 22適用 >
R	フタル酸ジブチル (DBP) <sup>*4</sup>	REACH 規則, RoHS 指令 < 1000ppm : 2019. 7. 22適用 >
R	フタル酸ジイソブチル (DIBP) <sup>*4</sup>	REACH 規則, RoHS 指令 < 1000ppm : 2019. 7. 22適用 >
R	HBCDD および全主要ジアステレオ異性体	化審法 (第一種特定化学物質), REACH 規則

表 2. 含有管理物質群

IEC62474 開示 基本基準*1	化学物質群名	国内外等法規制
R	1,2-ベンゼンジカルボン酸, 炭素数 7 を主成分とする炭素数 6~8 の分岐ジアルキルエステル類 (DIHP)	REACH 規則
R	1,2-ベンゼンジカルボン酸, 炭素数 7~11 の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)	REACH 規則
A	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (C. I. ベイシックパイオレット3)	REACH 規則
I	酸化ベリリウム	労働安全衛生法
R	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	REACH 規則
R	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	REACH 規則
R	ホウ酸	REACH 規則
I	臭素系難燃剤 (PBB 類, PBDE 類, HBCDD を除く)	JS709, IPC-4101, IEC61249-2-21 (報告の要求が存在する)
I / R	塩素系難燃剤	JS709, IPC-4101, IEC61249-2-21 (報告の要求が存在する)
R	塩化コバルト	REACH 規則
R	五酸化二ヒ素	REACH 規則
R	三酸化二ヒ素	REACH 規則
R	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン (MOCA)	REACH 規則
R	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	REACH 規則

R	四ホウ酸二ナトリウム無水物	REACH 規則
R	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物； 四ホウ酸二ナトリウム水和物	REACH 規則
R	フッ素系温室効果ガス	気候変動枠組条約
R	ホルムアルデヒド	労働安全衛生法 EU殺生物剤 規制
R	ニッケル及びニッケル化合物	PRTR 法 第一種指定化学物質
R	過塩素酸塩化合物	米国カリフォルニア州法
R	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP, DINP, DNOP)	REACH 規則
R	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル； 1, 2-ベンゼンジカルボン酸、ジ ペンチルエステル、分岐および直鎖	REACH 規則
R	フタル酸ジイソペンチル (DIPP)	REACH 規則
R	フタル酸N-ペンチル-イソペンチ ル； N-ペンチル-イソペンチルフ タレート	REACH 規則
R	フタル酸ジペンチル； ペンチルフ タレート (DPP)	REACH 規則
R	ジヘキサン-1-イル=フタラート (DnHP)	REACH 規則
I	ポリ塩化ビニル	JS709(報告の要求が存在する)
R	アルミノ珪酸塩, 耐火セラミック織 維	REACH 規則
R	ジルコニアアルミノ珪酸塩, 耐火セ ラミック繊維	REACH 規則
R	4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フ ェノール； 4-tert-オクチルフェ ノール	REACH 規則
R	リン酸トリス (2-クロロエチル)	REACH 規則
R	トリエチレングリコールジメチルエ ーテル	REACH 規則
R	1,2-ジメトキシエタン	REACH 規則
R	4-メチルシクロヘキサン-1,2-ジ カルボン酸無水物；4-メチルヘキサ ヒドロ無水フタル酸	REACH 規制
R	エチレングリコールジエチルエーテ ル； 1,2-ジエトキシエタン	REACH 規制

R	コンゴーレッド; ダイレクトレッド 28; 3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルピス(アゾ)]ピス(4-アミノナフタレン-1-スルホン酸ナトリウム)	REACH 規制
R	2-イミダゾリジンチオン	REACH 規制
R	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	REACH 規制
R	ジメチルホルムアミド ; N,N-ジメチルホルムアミド	REACH 規制
R	4-ノニルフェノール, 分岐および直鎖のエトキシレート	REACH 規制
R	4,4'-イソプロピリデンジフェノール; ビスフェノールA <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	1,3-プロパンスルトン <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	C. I. ダイレクトブラック 38 <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	多環芳香族炭化水素 (PAH) <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-t-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール; 2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	ジヘキシル(分岐、線型)=フタラート <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	1,2-ベンゼンジカルボン酸のデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物 <sup>*3</sup>	REACH 規制
R	N-フェニルベンゼンアミンのステレン及び2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST) <sup>*3</sup>	REACH 規制

R	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル)チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物(DOTEとMOTEの反応生成物) *3	REACH 規制
R	パーフルオロノナン酸とそのナトリウム塩およびアンモニウム塩*3	REACH 規制
R	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)及びそのナトリウム塩、アンモニウム塩*3	REACH 規制
R	パーフルオロヘキサンスルホン酸およびその塩*3	REACH 規制
R	オクタメチルシクロテトラシロキサン*3	REACH 規制
R	デカメチルシクロペンタシロキサン*3	REACH 規制
R	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン*3	REACH 規制
R	八ホウ酸二ナトリウム； 八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸*3	REACH 規制
R	水素化テルフェニル*3	REACH 規制
R	ジシクロヘキシルフタル酸； ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート*3	REACH 規制
R	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン*3	REACH 規制
R	トリス(4-ノニルフェノール直鎖及び分岐型)リン酸(TNPP)の0.1重量%以上4-ノニルフェノールの直鎖及び分岐型リン酸(4-NP)に含有する*3	REACH 規制
R	三酸化二ホウ素*3	REACH 規制

\*1：R は法規制対象物質

I は情報提供物質

A は評価用物質

\*2：今改定にて新たに使用禁止物質に追加されたもの。

\*3：今改定にて新たに含有管理物質に追加されたもの。

\*4：非意図的含有防止の為梱包部材等も対象に含める。

改版履歴

版数	日付	変更内容
01	2022年3月	初版発行